

施策No.	政策名	安心と安らぎのある健康福祉社会づくり	主管課	社会福祉課
205	施策名	生活困窮者の自立支援	関係課	

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	生活困窮者	①桜川市人口	見込値	人		46,575	45,673	45,105	44,449	43,826	43,190	42,444	41,952
実績値													
②生活保護世帯数		見込値	世帯		166	191	209	215	218	239	259	270	277
		実績値											
③生活保護人数		見込値	人		195	230	249	256	265	282	307		
		実績値											
目的	施策の意図	成果指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	最低限の生活保障と自立の助長	①生活保護受給世帯から自立した世帯数	目標値	件		3	4	9	11	12	6	6	7
実績値													
②生活保護率		目標値	%		4.2	5.1	5.6	5.8	6.0	6.6	7.2	6.3	
		実績値											
③生活保護費		目標値	千円		297,445	362,766	383,842	407,175	449,675	446,128	504,384	411,966	
		実績値											
成果指標設定の考え方		<p>○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であるが、多大な財政負担を考えれば、生活保護から自立できることも施策の目標となる。①「生活保護から自立した世帯数」で把握できる。自立した世帯数については、就業、年金受給、被扶養等になって廃止になった世帯数。</p> <p>○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であることから、②「実人員」と③「生活保護費」の増減を指標とした。</p>											
成果指標の把握方法と算定式等		<p>○生活保護世帯数・生活相談件数・生活保護費は、社会福祉課保護係で把握。</p> <p>○生活保護被保護実人員は、千人当たりの常住人口に対する保護者数。「保護月報3月」より把握、3月末分については参入されない。人口が減少傾向にあるため、率は上昇傾向にあるが、他自治体との比較が必要)</p>											

2. 施策の役割分担と状況変化

役割分担	1) 住民(事業所、地域、団体)の役割(住民や地域、行政と協働でやるべきこと)	2) 行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	<ul style="list-style-type: none"> ○住民自ら就労意識を高め、安定した生活向上に努める。 ○援助を必要とする人々を地域で支える。 ○地域福祉の考え方に対する認識と理解に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護制度による生活困窮者の最低限度の生活保障をする。 ○生活保護制度の適正運営を図るため、不正受給の防止に努めるとともに、被保護者の自立支援を図る。
状況変化	3) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?	4) この施策に対して住民、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
	<ul style="list-style-type: none"> ○国からは、生活保護の申請者の意思を尊重するようこの指導がある。 ○長引く景気低迷で今後も生活保護人員は増えると考えられる。 ○高齢化の進行、核家族化による高齢単身世帯の増加。 ○国では、生活保護基準額の引き下げや医療費削減のための後発医薬品の利用促進、就労支援の強化等を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護者に対する住民の厳しい意見がある。

3. 基本事業の目的と指標

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 相談体制の充実	生活困窮者	相談体制が充実している	相談件数のうち解決の方向性が見いだせた割合	実績値	46.2	39.5	44.4	45.6	48.3	49.1	
				%							
② 自立の支援	生活保護受給者	自立・就労の機会が得られる	生活保護受給世帯から自立した世帯数	実績値	4	9	11	12	6	6	
				世帯							
③ 生活保護制度の認定とその準用	生活保護受給者	最低限の生活を保障される	生活保護率(生活保護受給者人数/常住人口)	実績値	5.1	5.6	5.8	6.0	6.6	7.2	
				%							
④				実績値							

4. 施策のコストの実績(施策を構成する事務事業シートより積算)

	項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度予算
施策のコスト	①本施策を構成する事務事業の数	件	6	8	8
	②施策事業費(一般財源以外)	千円	459,755	434,461	567,362
	③施策事業費(一般財源)	千円	91,151	124,590	127,426
	④施策事業費の計(②+③)	千円	550,906	559,051	694,788
	⑤施策人件費(事務事業の人件費合計)	千円	24,920	25,606	26,608
	⑥計(④+⑤)	千円	575,826	584,657	721,396

5. 施策に関連する主要事業等

	区分	事務事業名	摘要
関連する事務事業	事務事業	生活保護事業(保護費支給事業)	H27貢献度上位
	事務事業	生活保護事業(訪問・指導)	H28優先度上位
	事務事業	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	H28優先度上位

施策番号	205	施策名	生活困窮者の自立支援	主管課	社会福祉課
------	-----	-----	------------	-----	-------

6. 施策の成果水準とその背景・要因

1)-①現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	
背景・要因	<p>・生活保護受給世帯から自立した世帯数は、平成22年度4件、23年度9件、24年度11件、25年度12件、26年度6件、27年度6件となっている。また、自立に至らずも、新規就労により、生活保護費の減額につながったケースは4件である。</p> <p>・平成27年度は、申請件数が54件、保護開始件数が46件、廃止件数が30件であった。27年度の保護開始世帯は、稼働年齢層における世帯が14件、高齢者世帯20件、他に傷病者世帯10件、障がい者世帯1件、母子世帯1件が保護開始となり、高齢者世帯からの申請の割合が高い。</p> <p>・保護廃止世帯は、就労・増収により自立した世帯6世帯、死亡18世帯、その他(転出・失踪等)が6世帯であった。保護廃止件数は、平成22年度17件、23年度24件、24年度37件、25年度39件、26年度25件、27年度30件の推移であった。また、ここ数年は高齢世帯の死亡が増加している。</p> <p>・生活保護率(住民千人当たり)は平成22年度5.1%、23年度5.6%、24年度5.8%、25年度6.0%、26年度6.6%、27年度7.2%と徐々に上昇している。その要因は景気低迷や高齢化の進展、核家族化による高齢単身世帯の増加など、生活保護人員も増加傾向にあると考えられる。</p> <p>・生活保護費は平成22年度362,766千円、23年度383,842千円、24年度407,176千円、25年度449,675千円、26年度446,127千円、27年度は昨年と比べ58,256千円増加した。</p> <p>・保護費の支出は、生活扶助費が前年比108%、住宅扶助費108%、医療扶助費116%、介護扶助費105%など、生業扶助費を除き増加した。</p> <p>・高齢者世帯の増加、雇用情勢の改善停滞に伴う稼働年齢層からの相談が増加する中で、生活困窮者自立支援法による就労支援をはじめ、他法適用に対する助言・案内を実施し、生活保護申請権を侵害することなく、生活保護の申請に至らなかった割合が49.1%となった。近隣市町村と比較しても保護率は低い状況である。</p>		

1)-②成果目標の達成状況

実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値を大きく上回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてが上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った
	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input checked="" type="checkbox"/> すべての成果指標で目標値を下回った
背景・要因	<p>・生活保護受給世帯から自立した世帯数の27年度目標値は7件に対して6件であり、目標値を下回った。</p> <p>・生活保護率(住民千人当たり)は27年度目標値6.1%に対して7.2%と1.1ポイント下回っている。</p> <p>・生活保護費の27年度目標値は403,766千円に対し、504,383千円と多く支出しているため、目標値に対し下回っている。</p>		

2)他団体との比較(近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば高い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体とほぼ同水準である
	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり低い水準である	
背景・要因	<p>・生活保護率は、国(平成26年度17.1%、平成28年1月で17.1%)、茨城県(平成26年度9.0%、平成28年1月9.1%)となっている。県内上位の市町村は、水戸市19.5%、大洗町18.4%、古河市15.7%であり、近隣では笠間市8.8%、筑西市8.5%、石岡市11.7%となっている。桜川市は26年度6.6%、27年度7.2%で県平均9.1%、市平均9.2%に比べ保護率は低い状況にある</p>		

3)住民の期待水準との比較(住民の期待よりも高い水準なのか、同程度なのか、低いのか)、その他の特徴は?

実績比較	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり高い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 市民の期待とほぼ同水準である
	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり低い水準である	
背景・特徴	<p>・高齢者の単身世帯や扶養義務意識の変化等により、生活困窮者は増加傾向にあり、生活保護受給に対する支援の期待は高まっているが、生活保護制度に対してマスコミ等で度々取り上げられていることから一般市民からの厳しい意見はある。</p>		

7. 施策の成果実績に対しての、これまでの主な取り組み(事務事業)の総括

前年度の取組状況と課題	<p>27年度は生活保護受給者に対して、最低限の生活を保障されることを重点的に事業おこなった。</p> <p>事務事業貢献度評価結果では、施策の成果向上に貢献した事務事業は、「生活保護事業(保護支給事業)」「生活保護事業(訪問・指導)」「生活保護事業(審査及び適正化事業)」であった。</p> <p>・「生活保護事業(保護支給事業)」については、生活困窮する被保護者に対し国が定める最低生活費を支給し、最低限度の生活を保障するための必須事業である。各世帯の世帯構成、生活状況、収入状況を正確に把握し、月毎に支給額を決定した。</p> <p>・「生活保護事業(訪問・指導)」については、各ケースの生活状況や問題状況に沿ったケース援助方針を策定し、援助方針に従い必要な確認、指導を実施するものである。ケースワーカー1人あたりの担当ケースが上限の目安となる80世帯を超過する状況の中、年間訪問計画通りに訪問活動を実施、必要に応じて臨時訪問も行い、被保護者の生活状況の把握と、処遇改善に努めた。平成27年度の訪問実績は延べ941件である。</p> <p>・「生活保護事業(審査及び適正化事業)」については、生活保護申請に対して、保護の決定に必要な調査を実施し、必要な者に対し必要な扶助を適用するとともに、保護適用後において、効率的かつ適正な保護実施のため、必要な審査・整備を行うものである。保護の要否判定を行うため、金融機関、保険会社、年金機構、医療機関、扶養義務者、その他必要な機関に対し、調査を実施した。新規申請54件に対し、1290件の調査を実施、46件に対し保護を適用した。また、増加する医療扶助に対する適切な実施のため、嘱託医の配置、レセプト内容審査の業務委託、レセプト管理システムを使用した資格審査等を実施している。</p> <p>・平成27年度より施行された「生活困窮者自立支援事業」については、生活に困窮する者が生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対しハローワークと連携した就労支援をはじめ、相談者に適応したプランを作成し支援を行うものである。生活保護相談と連動することにより、相談件数に対する解決が見いだせたケースは平成26年度48.3%から平成27年度49.1%へ増加した。</p>
-------------	---

8. 総合計画後期基本計画(H24~)の振り返り

区分	これまでの取組成果	今後の課題(未着手の事業、未達成の理由など)	今後の方針
施策全体	<p>・生活保護制度は、国の施策であり、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施が求められている。</p> <p>・核家族になって高齢者の単身世帯が増え扶養意識が変わってきている現状。</p>	<p>・相談対応について、相談支援員と連携し、申請者の申請権を侵害しないよう対応を継続する。</p> <p>・扶養義務調査を実施しているが、未回答者に対し再調査を実施し、扶養の可能性を検証する。</p> <p>・ハローワーク、関係各課と連携し、就労支援や他法適用により、自立支援を継続する。</p>	<p>・適正な保護の決定と公平公正な保護に実施。</p> <p>・扶養義務調査の取組を強化する。</p> <p>・関係機関と連携した自立支援の継続。</p>
基本事業	①相談体制の充実	<p>・平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行され、その中で、自立相談支援事業が必須事業となっているため、相談支援員等と連携し、相談・就労支援に努める。</p>	<p>・生活保護相談における適切な対応を行う。</p> <p>・施設や関係各課及び民生委員との連携を密にし、被保護者の世帯状況を把握し、支援体制を強化する。</p>
	②自立の支援	<p>・景気低迷の中で、稼働年齢層の被保護者は運転免許証がないなど、雇用条件等で不利な者が多い。</p> <p>・保護世帯の中で傷病世帯の割合が多くなっているため、医療機関等と連携の強化を図る必要がある。</p>	<p>・生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援を実施する。</p> <p>・病状調査の実施による、支援対象者を選定する。</p>
	③生活保護制度の認定とその準用	<p>・生活保護制度は、国の施策であり、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施が求められている。</p> <p>・不正受給防止</p>	<p>・医療扶助の適正実施を図る。</p> <p>・不正受給の防止のため、各種調査を実施する。</p>